

平成 29 年 5 月 31 日
相模原市発表資料

「相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり推進計画(金原地区)」の
策定について

この度、「相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり推進計画（金原地区）」を策定しましたので、概要についてお知らせします。

本推進計画では、まちづくりの方向性として、津久井地域の地域資源である「農業」、「観光」及び「交通」の3点を軸に、「交流、定住・移住の促進」、「地域コミュニティの維持・活性化」を図っていくこととしています。

今後は、本推進計画を踏まえ、まちづくりの具体化及び推進を図ってまいります。

なお、推進計画本編は市ホームページに掲載しておりますので、詳しい内容につきましてはホームページをご覧ください。

以 上

問い合わせ先
都市整備課
042-769-8259（直通）
対応責任者：廣田

相模原インターチェンジ周辺 新拠点まちづくり推進計画(金原地区)の概要

1 はじめに

金原(根小屋)地区及び串川(関・長竹)地区では、相模原インターチェンジに近接する立地特性をいかした産業用地の創出、就労の場づくり、地域コミュニティの維持等のために、平成24年3月に「相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり基本構想(金原・串川地区)」を策定しました。

その後、平成28年3月には、中間とりまとめとして、金原地区のまちづくりの基本的な方向性や実現化手法を示す「相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり基本計画(金原地区)」を策定しました。

「相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり推進計画(金原地区)」は、基本計画の内容も包含し、実現化手法を用いる区域や導入機能などとともに、事業実施に向けた今後の進め方を示すもので、今後、より具体的で詳細な個別計画を定め、まちづくりの具体化及び推進を図るために策定するものです。



2 まちづくりの方向性



津久井地域の線引きを実施しないこと、地方創生などの国の新たな動向等を踏まえ、地域資源である「農業」、「観光」及び「交通」の充実・連携・相乗効果を図ります。

- 農業施策** 農業の生産基盤の整備による農業を軸とした地域活性化
- 観光施策** 津久井地域全体の多様な地域資源をいかした交流の促進
- 交通施策** 交通ネットワークの充実強化

3 実現化手法(案)

現在想定される手法を中心に整理しています。

実現化手法	特徴及び課題	想定される活用方法
土地改良事業等の農業生産基盤の整備	換地の手法を用いることが可能 非農用地の創設が可能(上限3割) 農業の担い手の確保が必要 土地改良事業計画の策定	農地の基盤整備 ・大区画化・農道整備 ・法人参入による大規模化 など 非農用地の活用 ・農業関連企業の立地 ・6次産業化施設の立地 ・小さな拠点の形成 など
地域再生計画等に基づく小さな拠点の形成	農地法等の特例の活用が可能 「地域再生計画」及び「地域再生土地利用計画」の策定	バスターミナル 駐車場、トイレ、休憩所、広場 道路情報提供施設 農産物直売所、観光案内所 生活利便施設 など

小さな拠点の形成は、土地改良事業により創設される非農用地を活用する方向で、今後検討を進めます。実現化手法は、国の制度改正などを踏まえ、柔軟に対応していきます。

4 土地利用イメージ

今後、地権者と調整を図りながら検討を進めます。



土地利用分類等	考え方
農地ゾーン	既存の農用地区域をベースに、土地改良事業により営農環境や生産性の向上を図ります。既存の農業者の意向や新規就農者など経営規模拡大を目指す農業者等に対応するとともに、施設園芸(ビニールハウスなど)の導入等を促進します。
小さな拠点	小さな拠点として、バスターミナルや農産物直売所等の地域振興施設、生活利便施設などを配置します。また、道の駅の活用も含めて今後検討していきます。
農業系産業ゾーン	土地改良事業により創設する非農用地に、食品加工などを行う農業関連企業、6次産業化施設などの立地誘導を図ります。
工業系産業ゾーン(既存)	地区計画の策定などにより、良好な操業環境の維持・保全を図り、企業立地の誘導を図ります。
居住誘導ゾーン	既存の良好な住宅地を維持・保全します。また、空地や農地及び空き家については、居住誘導を図ります。
公共公益ゾーン	小学校や郵便局などの公共公益施設が立地するエリアであり、今後も公共公益機能を維持・保全します。
津久井広域道路による南北分断の解消	津久井広域道路整備による南北分断を解消するため、金原工業団地内の都市計画道路を延伸し、その延伸部分と接続する津久井広域道路の北側部分に農道整備を行うことを想定しています。

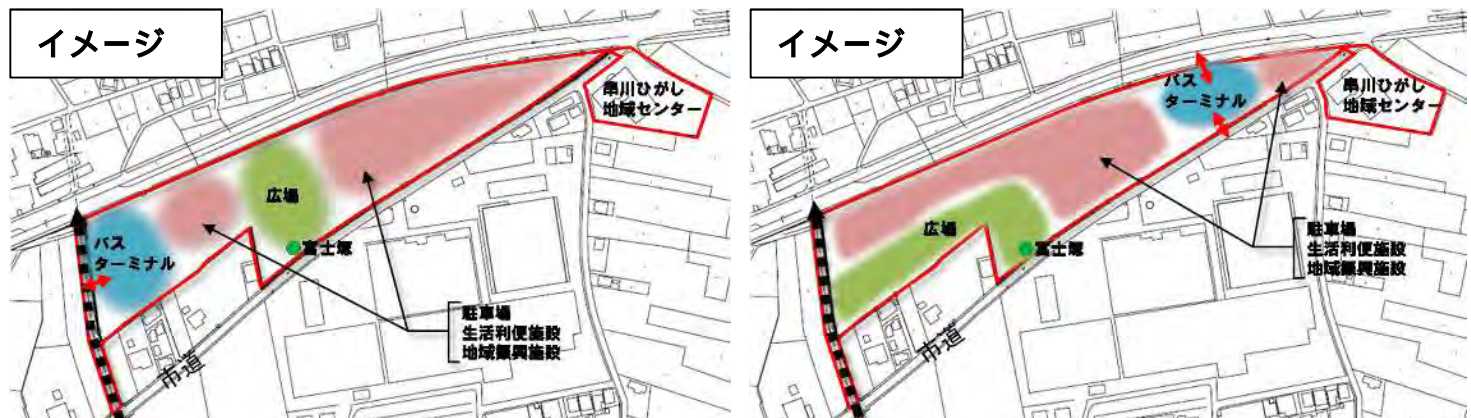
5 小さな拠点の形成に係る各区域（案）

今後の検討に応じて変更が生じる可能性があります。



6 小さな拠点の施設配置のイメージ

今後の検討に応じて変更が生じる可能性があります。



土地改良事業

「土地改良事業」とは、農業の生産性向上や農業構造の改善を目的とした、農用地や農業用水路、農道などの農業生産基盤の整備を行うもので、区画整理事業、農地造成事業及び用排水施設整備補修等事業のほか、農用地の改良又は保全のために必要な事業を広く含んだ事業です。

小さな拠点

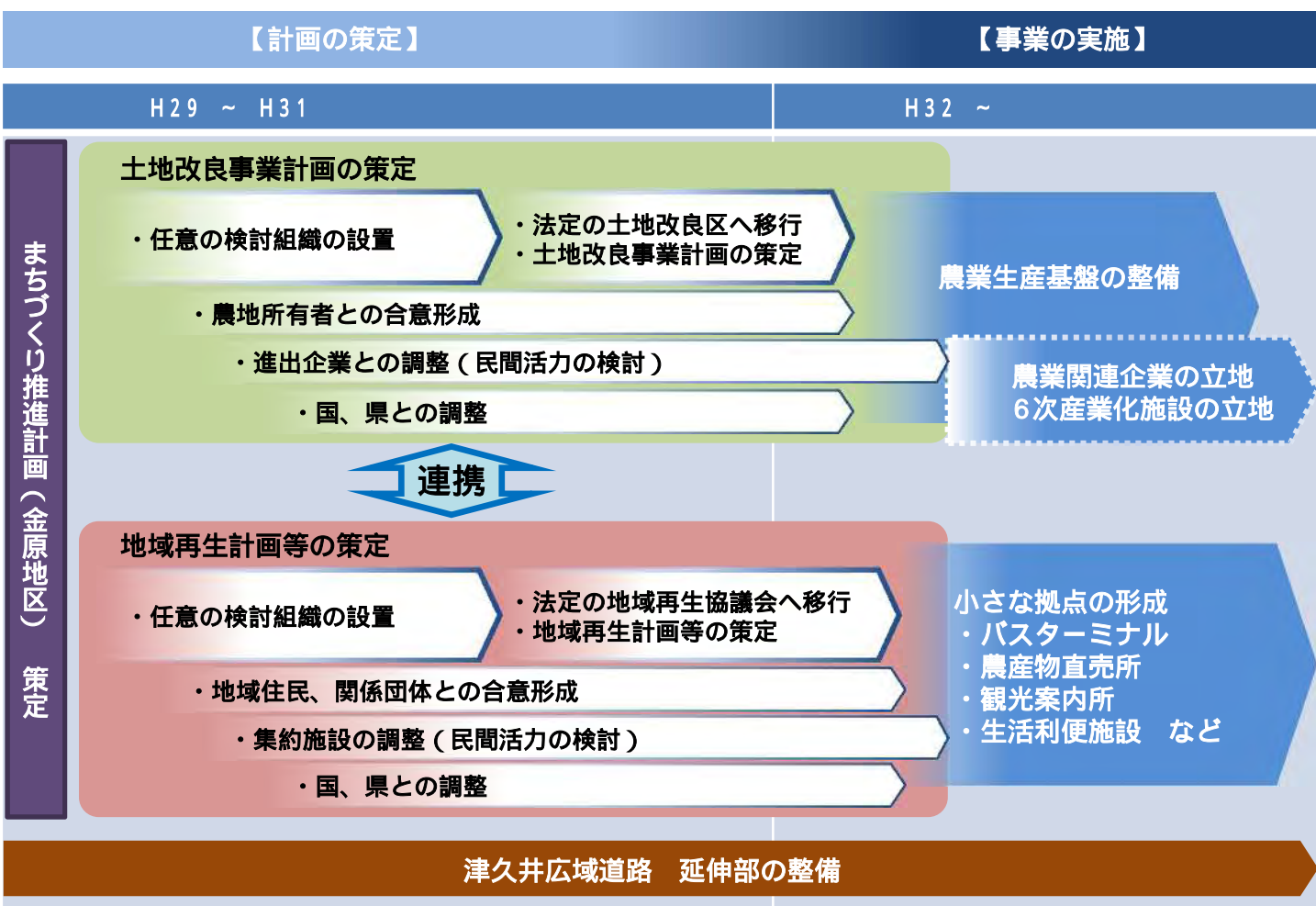
「小さな拠点」とは、小学校区など、複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などを「合わせ技」でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくらうとする取組です。

この「小さな拠点」と周辺集落とをコミュニティバスなどの移動手段で結ぶことによって、生活の足に困る高齢者なども安心して暮らし続けられる生活圏(集落生活圏)が形成されます。

7 事業効果

農業振興	基盤整備が行われた農地を活用することにより、農業生産性の向上が図られます。ブランド化や6次産業化の促進により、農業者の所得向上が図られます。	地域コミュニティの維持・活性化
雇用	農業関連企業の誘致等により、雇用の創出が図られます。ただし、土地改良事業と連動するため、土地改良事業の進捗などに合わせ柔軟に対応します。	
定住・移住	バスターミナルの設置により、橋本駅への急行バスの導入等、通勤通学の利便性が向上し、職住近接型の住宅地の創出等により、定住・移住の促進が図られます。	
都市部との交流	○農業振興や観光振興による都市部との交流により、地域経済の好循環が図られます。	

8 今後の進め方 事業の進捗に応じてスケジュールは、変更となる場合があります。



- ❖ さらに詳しく知りたい方は、市のホームページをご覧ください。
市のホームページ（トップページ） 市政情報 まちづくり
都市計画・都市再生・再開発・区画整理 相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり事業
- ❖ なお、都市整備課でもご覧いただけます。

